

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成24年5月29日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 丸高商事株式会社

イ 株式会社スーパーマーケットマルイチ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ショッピングコートみたけ 盛岡市みたけ二丁目110番1号

(3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(4) 変更の年月日 平成24年5月18日

(5) 変更の理由 設置者の名称の変更のため

2 届出年月日 平成24年5月18日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所